



税理士・社会保険労務士・中小企業診断士

水野の通信

水野会計事務所

500-8288 岐阜市中鶉 3-70-7

TEL058-273-2484 FAX058-273-2416

2016. 6

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金の受付が始まりました。

これは、軽減税率の対象となる商品を販売する業者のために、軽減税率に対応するレジ、POSシステム、販売管理システム改修導入費用の一部を助成するものです。

この補助金の特徴は事後申請制度であることです。つまり、設備等を購入し、その後に領収書等を添付して補助金の申請をし、補助金を受け取るというものです。よって、設備等の購入期間は、平成29年3月31日までですが、補助金の申請期間は、それより2カ月遅い5月31日までとなっています。

対象支出	補助金の金額
レジ購入等の支出	購入金額の3分の2が原則（購入金額3万円以下の場合は4分の3、タブレット端末は2分の1） 上限は1台あたり20万円（複数台数の場合は、全体で200万円） プリンター等周辺機器も補助対象となります。 メーカーや販売店の代理申請も可能です。
パッケージの受発注システムの購入支出	電子的受発注システムのプログラムであること 購入費用の3分の2、ただし他の機能を含むプログラムの場合はその2分の1（つまり3分の1） 小売業の上限は1,000万円、卸売業等の上限は150万円
受発注システムのプログラム作成費用	電子的受発注システムのプログラムであること 購入費用の3分の2、ただし他の機能を含むプログラムの場合はその2分の1（つまり3分の1） 小売業の上限は1,000万円、卸売業等の上限は150万円 事前に交付申請が必要です。 業者の代理申請制度となっています。

さて、軽減税率対象商品は、食料品と新聞となっています。

まず、食料品について簡単に説明します。

食料品は、菓子、ケーキ、まんじゅう、健康食品を含み、次のものが除かれます。

- 1 酒（料理用のワインは、調味料ですので対象食料品となります）
- 2 ペットフード
- 3 レストラン、居酒屋、食堂、フードコート等で提供される食事
持ち帰りは対象食料品になります。



最近、持ち帰りサービスを開始したところが多くなっているように感じます。風潮もあるかとは思いますが、軽減税率の関係で持ち帰りをする顧客が増えると考えている事業所も多いからかとも思います。

- 4 サービス付き高齢者専用住宅等の食堂で提供される食事は、1食640円、1日1,940円の範

圈内までは、軽減税率の対象となります。

新聞は、週2回以上定期購読されるものをいいますので、週1回発行のものは対象となりませんし、コンビニで売られている新聞は定期購読ではないので軽減税率の対象とはなりません。

以上より、コンビニ、ドラッグストア、お菓子や食材をレストラン等に卸す業者、お持ち帰りサービスのあるレストラン食堂、サービス付き高齢者専用住宅、新聞販売店等は、対策が必要となります。

裁決

青年会議所の会議、行事等に出席する旅費は出席した役員の賞与であるとの国税不服審判所の裁決が出ました。理由は、青年会議所の定款を見ると、その事業目的は社会奉仕であって、ビジネスでないことからということです。

「何を今さら。」との感があります。

法人税の基本通達では、ロータリークラブは個人資格でしか入れない会であること、社会奉仕団体であることを前提にしながら、経営者の交流の場であるからと、その入会金、会費を交際費処理することを認めています。青年会議所は、若手経営者の研修の場とし、交際費ではなく通常の会費としての処理を認めています。

それなのに、今頃になって、その行事等に出席する旅費等の費用は個人負担であるべきとは解せない判断です。企業は利益のみを追求し、他を顧みない存在であるべきだとの考えは、社会的に受け入れられるものではないでしょう。

この事例、裁判で争ってほしいと思います。

また、この審判所の判断は、きわめて個人事業主、所得税の世界での考えに近いです。

個人事業主の事業所得の必要経費の考えは、まず、その収入を得るために直接必要である費用は必要経費でとし、生活に必要な費用は家事費であるとしています。

そして、家事費である要素と必要経費である要素とを併せ持つ費用は、家事関連費といい、必要経費割合と家事費割合とを合理的に按分している場合はその必要経費部分を認めるとしています。

このことから、個人事業主の場合は、ロータリークラブの会費等は必要経費にならないとされています。

この法人税と所得税との取り扱いの違いは、法人は法人独自の人格を持ち、法人には生活費が必要との概念がないこと、個人には生活費が必要との概念があることです。

さて、所得税の必要経費の係争事例で、国税不服審判や裁判での争いで納税者が連戦連敗している理由の多くは、納税者側の対応のまずさがあると感じます。

納税者側は、その費用が如何に自分の収入を増やすことに貢献したかをひたすら立証し、説明します。ですから判断する側も、その主張を認め、必要経費性があると認定します。しかし、それは、家事費ではなく、家事関連費であることが認められたのに過ぎないのです。

家事関連費の場合、必要経費割合が何%かを明らかにしなければいけないのですが、その立証をしないで、全部必要経費だと主張することにより、「必要経費割合がわからないので、全額否認」と判断されます。

では、どう立証するか。日本は確定申告制度を取り入れています。自分の所得は自分が一番よく知っているとされていて、確定申告された内容は尊重されます。もし、必要経費割合が70%と申告すれば、その70%が適正でないことを税務署が立証しなければならないこととなります。すると、自ずと判断は違ってくるのではないかと思います。

春過ぎて夏来にけらし白妙の

衣ほすてふ天の香具山（持統天皇）

